

## 40 オーストリアの永世中立に関する交換

### 公文 翻訳

(オーストリアの永世中立の承認に関する日本国政府とオーストリア政府との間の交換公文)

一九五五年一月四日・一六日(東京)

オーストリア公使館から外務省にあてた書簡(仮訳)

### 口上書

オーストリア公使館は、日本国外務省に対し敬意を表するとともに、次のとおり同省に通報する光栄を有する。

一九五五年一月二六日に、オーストリア議会は、オーストリアの永世中立に関する憲法法規を可決した。この法規は、一九五五年一月五日に発効したが、その内容は次のとおりである。

第一条(1) 外に対し常に独立を確保するためおよび自国領土を侵されないため、オーストリアは、ここに自由意志をもって永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、かつ、擁護せんとする。

(2) 将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアは、いかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にかなる外国の軍事基地の設置をも許さない。

第二条 この連邦憲法法規を執行することは、連邦政府の責任である。

ここにドイツ語による右正文写一通を添付する。

この憲法法規を日本国政府に通告するに際し、オーストリア連邦政府は、日本国政府が前記の法規に定められたオーストリアの永世中立を承認されるよう要請する光栄を有する。

オーストリア公使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に対して敬意を表する。

一九五五年一月一四日

外務省からオーストリア公使館にあてた書簡

### 口上書

外務省は、在本邦オーストリア公使館に対し敬意を表するとともに、同公使館が次のとおり通報された昭和三〇年一月一四日付同公使館発口上書第二一八三号を受領したことを確認する光栄を有する。

(オーストリア公使館口上書内容略)

外務省は、ここに日本国政府が前記のオーストリア連邦憲法法規に定められたオーストリアの永世中立を承認することをオーストリア公使館に通報する光栄を有する。

外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてオーストリア公使館に対して敬意を表する。

昭和三〇年一月一六日

